



日本フルハーフ株式会社
厚木工場長 藤岡 伸一 殿

自動車検査独立行政法人
東北検査部



改造概要等説明書 (改造自動車審査結果通知書)

(指示事項)

- 書面の写しを添付すること。
- 直営倉庫等とする。なお、直営倉庫の写しは交付できない。
- 本改造自動車番号「XKUG0340S-20037」、「XKUG0340S-20038」の2台に限り。
- 改造基準の緩和認定を受けること。

(16号事項)

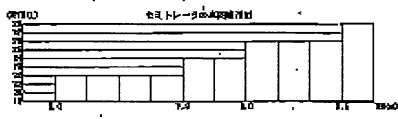
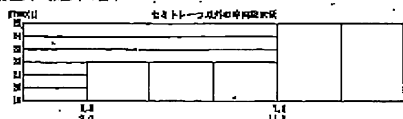
- 自動車検査簿の備考欄に「車種」を記載すること。
- ※2項目は、いずれもE01-E20E240系トラクタとの運行時の併装値を示す。
- ※印は、突入防止装置の後方視認長さを示す。

主要諸元比較表

標準車の類別等を記載する(0311)

項目	標準車	改造車	基準・限度	項目	標準車	改造車	基準・限度
車名	7447	---	---	総乗員数	---	---	---
型式	KXK60340S	XKUG0340S改	---	最大積載量 kg	23600 (30480)	23200 (30480)	---
自動車の種類	普通	---	---	車幅 総幅員	前輪幅員	[8640 (10656)]	[8725 (11150)]
用途	貨物	---	後輪幅員		6440 (7965)	6410 (8030)	≦ 107
車体の形状	コックピット	---	後中輪幅員		6440 (7965)	6410 (8030)	≦ 107
燃料の種類	---	---	後後輪幅員		6440 (7965)	6410 (8030)	≦ 107
原動機型式	---	---	計	27980 (34800)	27980 (35240)	≦ 311-第1 (43000)	
最低安定速度又は最高速度 km/h	---	---	最大安定傾斜角度	左	49	51 ※2	≧ 12 ※1
長さ	12,525 (11,560)	12,525 (11,560)	右	49	51 ※2	≧ 12 ※1	
幅	2,450	2,470	≦ 2.5m	追加輪	---	---	---
高さ	1,570	1,630	≦ 2.3m	後前輪	385/65R22.5 160J	---	0000kg
軸距	前	---	---	後中輪	385/65R22.5 160J	---	0000kg
	後	2,090	---	後後輪	385/65R22.5 160J	---	0000kg
密着部の長さ	前	---	---	前輪荷重割合 (%)	---	---	≧ 18.2 ※1
	後	---	---		リ・オル・マ・アンダ	1,980	1,795
車両重量	前輪重量	[700]	[930]	新台オフセット	2,755	2,945	---
	後前輪重量	1220	1250	最小回転半径	9.9	10.6 ※2	≦ 10m
	後中輪重量	1220	1250				
	後後輪重量	1220	1250				
計	4360	4760					

車両重量・軸重等の単位



前後軸距	1.8m未満	1.8m以上	1.3m以上1.8m未満 (1の車種にかかる荷重が9.5t以下である場合)
前後軸重	kg≦18t	kg≦20t	16060kg≦19t

能力強度等検査

項目	能力	単位	検査結果	基準
制動能力	降力	-N = kv/d	---	≧ L1
	空気圧	-kg	---	≧ L1
制動距離	空気圧	-kg	---	≧ L1
	空気圧	-kg	---	≧ L1
制動時間	空気圧	-kg	---	≧ L1
	空気圧	-kg	---	≧ L1
制動速度	空気圧	-kg	---	≧ L1
	空気圧	-kg	---	≧ L1

注1: 能力検査結果は、該当しないものは「-」、名値したものは「X」を記入すること。
 注2: 指示事項欄又は能力強度等検査欄は、必要に応じて指示欄又は項目を追加・削除することができる。
 注3: 実車検査の際は、通知書及び改造部詳細図等の添付資料を添付すること。(03. (1)関係)

改造等の概要

目的	概要
目的	40インチホイール又は45インチホイールを装着するため
車体及び車体	軸距間の車体、前部の長さ寸法を1730mmより1422mmに変更する。 軸距間の車体、グーニャ部の長さ寸法を562mmより565mmに変更する。 軸距間の車体、グーニャ部の長さ寸法を332mmより397mmに変更する。
原動機	
動力伝達装置	
走行装置	
操縦装置	
制動装置	
緩衝装置	
連結装置	
機罩装置	
電気装置	

注1: 変更の近い事項については、斜線を記入又は網掛けを施すこと。
 注2: 取組等は、自動車点検及び修繕に関する情報提供並びにリコール届出に関する責務があります。なお、リコール届出に関しては、その取組について道路運送車両法 (昭和28年8月1日法律185号) に基づく報告、命令を受ける場合があります。(第37条の2、第38条の2、第39条の3関係)